

岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(岡山県条例第11号)

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。
- 三 県民等 県内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 五 事業者 事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 六 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 七 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者をいう。
- 八 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、交通事故のない安全で安心な社会づくりに資するものであるという認識のもとに行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条及び第七条において「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民等は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(自転車利用者の責務)

第六条 自転車利用者は、自転車は車両（法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この条において同じ。）であることを理解し、その運転者としての責任を自覚するとともに、道路の交通に関する法令を遵守して、他の歩行者及び車両が共に安全に通行することができるように配慮しなければならない。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業において自転車を利用するときは、自転車の安全で適正な利用の促進に努めるものとする。

2 事業者は、国、県、市町村及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村等との連携等)

第八条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、国、市町村及び関係団体との連携に努めるものとする。

2 県は、国、市町村及び関係団体が自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施するときは、必要な協力を行うものとする。

(交通安全教育等)

第九条 県は、県民等に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育、広報、啓発及び情報の提供を実施するものとする。

2 事業者は、自転車通勤者及び事業で自転車を利用する従業員に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育及び情報の提供を実施するよう努めるものとする。

3 自転車小売業者及び自転車貸付事業者は、自転車を購入しようとする者（第十三条第一項及び第二項において「自転車購入者」という。）又は自転車を借り受けようとする者（第十三条第五項において「自転車借受者」という。）に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する情報の提供を実施するよう努めるものとする。

4 学校の長は、児童、生徒又は学生に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

5 保護者は、その監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正な利用の促進に資する交通安全教育を実施するよう努めるものとする。

(自転車の点検整備)

第十条 自転車利用者、その事業において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、事業の用に供し、又は貸付けの用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

(道路環境の整備)

第十一条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者、自転車及び自動車等(法第七十一条第五号の五に規定する自動車等をいう。)が安全に通行することができる道路環境の整備に努めるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第十二条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この項において同じ。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十三条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるも

のとする。

3 事業者は、自転車通勤者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

5 自転車貸付事業者は、業として自転車を貸し付けるときは、自転車借受者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(情報の提供等)

第十四条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、県民等に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村条例との関係)

第十六条 市町村の条例中に、この条例で定める規定に相当する規定がある場合は、当該市町村の区域においては、この条例の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条及び第十三条の規定は、令和六年十月一日から施行する。